



山形県公報

令和6年1月23日(火)
第472号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……41
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……43
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……44
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……45
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……46
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……47
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……48
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……49
- 県道の供用の開始……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同

公 告

- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……50

そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) ……52
- 同……………(同) ……58
- 同……………(同) ……61
- 同……………(同) ……66

告 示

山形県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
コストコホールセールかみのやま倉庫店 薬局	上山市みはらしの丘21番	令和 3.10. 1
山 形 在 宅 ホ ス ピ ス	天童市南町二丁目6番3号	同 11. 1

新井田薬局	酒田市新井田町1番34号	令和 5. 7. 1
ひまわり薬局	上山市河崎一丁目1番38号	同
訪問看護ステーションやまごや	鶴岡市末広町5番22-201 マリカ西館2階A-3	同 8. 1
訪問看護ステーション アムザ酒田	酒田市緑ヶ丘一丁目19番地の8	同
ラポール訪問看護ステーション	酒田市亀ヶ崎二丁目26番41号	同 8. 2
調剤薬局ツルハドラッグ天童店	天童市鎌ノ町一丁目1番17号	同 8.24
おやま整形外科クリニック	寒河江市七日町5番1号	同 9. 1
ミロク脳神経リハビリクリニック	天童市鎌田二丁目5番1号	同
近尚堂薬局こあら店	酒田市こあら二丁目3番8号	同
ウエルシア薬局新庄金沢店	新庄市金沢字中関屋815番地の8	同
日本調剤新庄薬局	新庄市金沢字中関屋730番地の11	同
おりづる薬局天童店	天童市鎌ノ町二丁目2番29号	同
尾花沢調剤薬局	北村山郡大石田町大字今宿字板橋890番地5	同
山形県立新庄病院（医科）	新庄市金沢720番地の1	同 10. 1
おひさま協立歯科	鶴岡市日枝字海老島159番地の1	同
山形県立新庄病院（歯科）	新庄市金沢720番地の1	同
みゆき歯科医院	天童市駅西一丁目11番17号	同
カワチ薬局米沢成島店	米沢市成島町二丁目1番27号	同
酒田駅前調剤薬局	酒田市幸町二丁目7番14号	同
アイン薬局新庄店	新庄市金沢字中関屋800番4	同
カワチ薬局新庄駅東店	新庄市金沢1129番地1	同
わかば調剤薬局	新庄市金沢801番地35	同
ほし薬局鉄砲町店	新庄市鉄砲町3番1号	同
ほし薬局本店	新庄市桧町10番8号	同

最 上 セ ン タ ー 薬 局	新庄市金沢702番地3	同
と り い ま え 薬 局	南陽市宮内3461番地1	同
し ら た か 調 剤 薬 局	西置賜郡白鷹町荒砥甲624番地2	同
ブ ナ の 森 う ぐ い す 薬 局	西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目7番13号	同
三 須 内 科 ハ ー ト ク リ ニ ッ ク	南陽市宮内3453	同 10. 2
土 田 歯 科 医 院	寒河江市白岩207番地の1	同 10.12
医療法人社団 かつみ内科クリニック 中央院	米沢市中央七丁目1番30号	同 11. 1
三 友 堂 ク リ ニ ッ ク	米沢市成島町三丁目2番90号	同
三 友 堂 病 院	米沢市福田町二丁目1番55号	同
ア イン 薬 局 三 友 堂 病 院 前 店	米沢市福田町二丁目1番57号アメニティセンター1階	同
は な ま る 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	米沢市矢来二丁目6番13号	同
か つ み 内 科 ク リ ニ ッ ク 赤 湯	南陽市島貫590番15	同 11. 7
ク ス リ の ア オ キ 米 沢 泉 町 薬 局	米沢市泉町一丁目1番21号	同 12. 1

山形県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
ワン・ライフ訪問看護リハビリステーション庄内
鶴岡市余慶町6番22号
- (2) 変更の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
訪問看護リハビリステーションアジュ ダンテ	ワン・ライフ訪問看護リハビリステーション庄内	令和 5.10. 1

- 2 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
ワン・ライフ訪問看護リハビリステーション庄内
酒田市あきほ町654番地1
- (2) 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
鶴岡市余慶町6番22号	酒田市あきほ町654番地1	令和 5.12. 1

山形県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
山形在宅ホスピス	天童市柏木町一丁目1番6号 石澤荘2	令和 3.10.31
堀川歯科医院	鶴岡市美原町13番26号	同 11.27
平井医院	米沢市舘山四丁目3番18号	令和 5. 3.31
医療法人消化器内科遠藤一平医院	米沢市中央四丁目7番26号	同 6.30
ひまわり薬局	上山市河崎一丁目2番38号	同
新井田薬局	酒田市新井田町1番34号	同 8. 1
おやま整形外科クリニック	寒河江市七日町5番1号	同 8.31
近尚堂薬局こあら店	酒田市こあら二丁目3番8号	同
尾花沢調剤薬局	北村山郡大石田町大字今宿字板橋890番地5	同 9. 1
水戸部クリニック	酒田市駅東二丁目6番11号	同 9.30
山形県立新庄病院（医科）	新庄市若葉町12番55号	同
医療法人みゆき歯科医院	天童市老野森三丁目22番19号	同
アイン薬局新庄店	新庄市鉄砲町29番1号	同
ほし薬局	新庄市鉄砲町3番1号	同
しらたか調剤薬局	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲624の2	同
まほろば薬局	東置賜郡高畠町大字高畠515番地11	同

わかば調剤薬局	新庄市鉄砲町2番26号 アゼリアハイツ店舗A101	同
奥山医院	東田川郡庄内町狩川字小野里117	同
土田歯科医院	寒河江市大字白岩207番地3	同 10.11
庄司歯科医院	北村山郡大石田町大字今宿字鷺ノ原393番地62	同 10.20
三友堂病院	米沢市中央六丁目1番219号	同 10.31
三友堂リハビリテーションセンター	米沢市成島町三丁目2番90号	同
医療法人健歯会 五十嵐歯科 松山診療所	酒田市本町48番11号	同
アイン薬局三友堂病院前店	米沢市中央六丁目1番223-1号	同
丸岡真柄医院	鶴岡市丸岡字町の内291番地の40	同 11.1

山形県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
桜クリニック	最上郡金山町大字金山328番地1	令和5.1.1
春日歯科医院	米沢市春日二丁目4番59号	同 5.31

山形県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスセンターくしびき	通所介護	鶴岡市上山添字成田21番地9	令和4.4.1
庄内すこやか薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	東田川郡庄内町余目字猿田91番1	令和5.5.1

かえで薬局上山店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	上山市新町二丁目1番36号	同	6. 1
飯豊町訪問看護ステーション	介護予防訪問看護	西置賜郡飯豊町大字椿3654番1	同	7. 5
小規模多機能ホームこもれびの家	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護	米沢市大字花沢3069番地の2	同	8.22
コスモ調剤薬局小真木原店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	鶴岡市日枝字小真木原118番地6	同	9. 1
グループホームこもれびの家	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	米沢市大字花沢3612番地の1	同	9.21
グループホーム「ひまわりの丘」	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護	東田川郡庄内町松陽一丁目1番地6	同	11. 1

山形県告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
株式会社蔵王サブライズ新庄営業所
新庄市大字鳥越字栗田650番1
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
新庄市大字鳥越字新町後1005番9号	新庄市大字鳥越字栗田650番1	令和 5. 6. 19

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
株式会社多田木工製作所指定居宅介護支援事業所
天童市鍛ノ町二丁目2番29号2F
- (2) 変更の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
株式会社多田木工製作所ホームバリュー本店指定居宅介護支援事業所	株式会社多田木工製作所指定居宅介護支援事業所	令和 5. 9. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
 株式会社多田木工製作所指定居宅介護支援事業所
 天童市鉾ノ町二丁目2番29号2F
- (2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
天童市糠塚二丁目1番1号	天童市鉾ノ町二丁目2番29号2F	令和 5. 9. 1

山形県告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
みずき介護サービス 居宅介護支援事業所	居 宅 介 護 支 援	寒河江市大字西根字石川西228番1	令和 5. 3. 31
医療法人 奥山医院	訪 問 看 護 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導	東田川郡庄内町狩川字小野里117	同 9. 30

山形県告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
犬 塚 雅 大	犬 塚 接 骨 院	鶴岡市荒井京田字荒田263番地62号	令和 5. 9. 1

山形県告示第57号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄市大字萩野地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和4年10月26日から令和5年7月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
酒田市下青沢字六助143-3、145
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
最上郡舟形町長沢字黒森6690-1、6691、字石小屋沢6693
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び舟形町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

山形県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
西置賜郡白鷹町大字浅立字岩之入4469-1
- 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐は、択伐による。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月23日から同年2月6日まで縦覧に供する。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町菅里字菅野南山26-39から
同 26-32まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月23日

山形県告示第62号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年1月23日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
山形市全域、東根市全域、東村山郡山辺町全域、同郡中山町全域
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年4月13日から同年12月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和5年10月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年1月23日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
統計企画課	前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの	定期的に発生する支払をまとめた一覧表を作成し、複数人で進捗状況を随時把握・確認するよう処理手順を見直した。
しあわせ子育て政策課	前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの	改めて要綱及び補助金等適化規則の内容や関係について職員の理解を徹底する。
	契約の締結又は履行が適切でないもの	改めて契約保証金の規定を確認し、事務処理について複数で確認しながら行う。
雇用・産業人材育成課	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	工事や事業等の事務執行時における委任規程の関係法令等を所属職員全員で再度確認を行った。 工事請負に係る予算を公所へ配当替する際は、委任の有無を課内複数人により十分に確認するとともに、公所へ情報提供を行うこととした。また、予算措置を検討する段階から、本庁と公所の連絡調整を密にし、複数の部署によりチェック機能が働く体制とした。
県土利用政策課	契約の締結又は履行が適切でないもの	契約書を徴する案件等については、会計課の事前審査を受けることを徹底するとともに、根拠書類等を必ず確認する等、適切な審査を行うよう、職場会議で周知徹底を図った。
県産米・農産物ブランド推進課	補助金等の交付事務が適切でないもの	補助金交付申請時の事業計画に記載された事業完了予定時期に、補助事業者に事業の進捗状況を確認するとともに、事業総括者が事務執行チェックシートにより事務の進捗状況等を随時確認、管理し、補助金交付事務を適切に執行する。

道路整備課	入札事務が適切でないもの	<p>積算ミスの再発を防止するため、チェック項目の見直しによるチェックリストの充実、複数人によるチェック体制の周知徹底に加え、現在のチェック体制を補完する手法を検討・実施する。</p> <p>また、県土整備部内に「入札ミス対策プロジェクトチーム会議」を立ち上げ、現状の把握、課題の整理を行い、対策案を取りまとめる。</p> <p>当該工事の再発注にあたっては、設計書作成の委託先からの納品時に、県の担当者と審査者が立ち会い、積算内容の詳細な説明を受け、両者で積算方法の確認を行った。</p>
建築住宅課	支出事務が適切でないもの	<p>定期購読書籍等について、一覧表を作成して担当ラインで管理するとともに、庶務担当者と共有し、支出事務のダブルチェックを行うことで、再発防止に努める。</p>
農業技術環境課	補助金等の交付事務が適切でないもの	<p>年度途中で新たに膨大な量の補助金交付事務が生じ、総合支庁等への移譲が難しい場合は、所属長が進捗状況等を確認し、事務分担の見直し等を行う。</p> <p>現地調査の日程調整を、実績報告受領後速やかに余裕を持って行う。</p> <p>事務執行チェックシートに処理の目安の時期について追記し、事務主任者及び業務総括者等の複数職員による事務の進捗状況等の確認管理を行う。</p>
高齢者支援課	執行管理体制が適切でないもの	<p>チェックシートの活用及びダブルチェックの徹底等を行い、補助金担当とは異なる職員が、申請書等の受付日、処理日及び申請内容についての照会、回答の実施日を記録する。</p> <p>起案文書に事務執行チェックシート等を添付し、申請状況及び処理状況を課内で共有するとともに、業務総括者が適時、事務執行チェックシート等により業務の進捗状況等を確認・管理し、適切な補助金交付事務の執行に努める。</p> <p>内部統制制度の仕組みを活用し、各職員が内部統制評価シート等の内容を意識して実践するなどにより、内部けん制が的確に機能するよう努める。</p>

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年1月23日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営五十鈴アパ ート1号	山形市大野目二 丁目2-52	3K	51.2	2	一般用	14,400 円	16,700 円	19,100 円	21,500 円	24,600 円	26,300 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同	同	同	51.2	5	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	
同 2号	同 2-50	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	26,300	
同	同	同	51.2	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	
同 3号	同 2-46	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	26,300	
同	同	同	51.2	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300	
同 南山形アパ ート1号	同 南松原一 丁目9-5	2DK	49.6	3	同	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600	单身可
同	同	3DK	63.1	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	
同 2号	同	同	63.1	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	单身可
同 4号	同 9-1	1LDK	39.9	7	同	14,000	16,200	18,500	20,900	23,900	27,600	同
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,900	
同 桧町アパー ト2号	同 桧町四丁 目12-20	同	61.0	1	同	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	
同	同	同	64.2	1	同	21,700	25,000	28,600	32,300	36,900	42,600	

同 宮町アパー ト1号	同 宮町二丁 目8-23	同	66.5	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 3号	同 8-28	同	62.6	1	同	20,900	24,100	27,600	31,100	35,600	41,100	
同	同	同	64.2	1	同	21,400	24,800	28,300	31,900	36,500	42,100	
同 4号	同 8-32	同	62.6	1	同	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700	
同 深町アパー ト4号	同 深町一丁 目7-34	同	64.2	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600	
同 南寒河江ア パート2号	寒河江市大字高 屋字西浦100- 5	同	62.6	1	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	单身可
同	同	同	64.2	1	同	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	同
同 塩水アパー ト1号	同 大字寒 河江字塩水46- 1	2DK	57.0	1	同	18,600	21,500	24,600	27,700	31,700	36,600	同
同 2号	同	3DK	70.7	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同 5号	同	同	70.7	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600	
同 6号	同	同	70.7	1	同	23,200	26,800	30,700	34,600	39,500	45,600	
同 土屋倉アパ ート2号	上山市美咲町二 丁目3	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	
同 金生アパー ト	同 金生一丁 目13-13	3K	44.4	2	同	10,600	12,200	13,900	14,800	14,800	14,800	
同 鷺ヶ袋アパ ート1号	同 旭町二丁 目7-1	3DK	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	
同	同	同	54.6	1	同	13,200	15,200	17,400	19,600	22,400	25,900	单身可
同 2号	同 7-2	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	

同	同	同	55.7	1	同	13,700	15,800	18,000	20,400	23,300	26,900	单身可
同 長清水アパ ート1号	同 長清水一 丁目10-11	同	69.4	1	同	22,000	25,400	29,100	32,800	37,500	43,300	
同 4号	同 10-14	同	67.7	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200	
同 楯岡アパー ート	村山市楯岡笛田 四丁目6-23	同	54.6	1	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	
同	同	同	54.6	2	同	12,900	14,900	17,000	19,200	22,000	25,300	单身可
同 楯岡中町ア パート	同 楯岡中町 5-1	同	63.7	1	同	19,500	22,500	25,800	29,000	33,200	38,300	
同 交り江アパ ート2号	天童市交り江五 丁目10-2	同	62.8	2	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅南ア パート1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 東根中央ア パート1号	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	
同	同	同	64.2	2	同	18,700	21,600	24,700	27,900	31,900	36,800	
同 3号	同	同	64.2	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,900	
同 近江アパー ート1号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	
同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同	同	同	64.2	2	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 2号	同	同	64.6	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同 長崎アパー ート	同 中山町 大字長崎8035- 205	同	62.8	2	同	17,100	19,800	22,600	25,500	29,100	33,600	

同 谷地アパー ト1号	西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	同	59.3	2	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	单身可
同	同	同	59.3	1	同	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 2号	同	2LDK	71.1	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 左沢アパー ト	同 大江町 大字藤田264-3	3DK	59.3	3	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	单身可
同	同	同	59.3	2	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,100	
同 大石田アパ ー	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年2月1日（木）から同月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年2月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県住宅供給公社村山地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年3月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年1月23日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃					敷 金	摘 要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	2	一般用	16,300 円	18,800 円	21,500 円	24,200 円	27,700 円	31,900 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がい程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和6年2月1日（木）から同月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年2月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

山形県住宅供給公社最上地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年3月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年1月23日

山 形 県 住 宅 供 給 公 社

理 事 長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	2DK	60.3	1	一般用	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800	3月分 の家賃 に相当 する額
同 3号	同	同	60.3	1	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	
同	同	3DK	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	
同	同	同	74.0	1	同	23,700	27,400	31,300	35,400	40,400	46,600	
同 春日アパー ト1号	同 春日五丁 目2-43	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	单身可
同	同	同	58.4	1	同	16,500	19,000	21,800	24,600	28,100	32,400	
同	同	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400	
同 2号	同	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 3号	同	同	75.6	1	同	25,600	29,600	33,800	38,200	43,600	50,300	单身可
同 中田第1ア パート2号	同 中田町 658-3	同	68.8	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	
同 3号	同	同	69.9	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	
同	同	同	69.9	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	39,000	45,000	
同 4号	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	单身可
同	同	同	75.4	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	

同	5号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	同
同	6号	同	同	75.4	1	同	25,000	28,900	33,000	37,300	42,600	49,100	
同	玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	单身可
同	成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	2	同	16,300	18,800	21,500	24,300	27,700	32,000	
同	2号	同 2-95	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	
同	同	同	同	64.2	1	同	19,100	22,100	25,300	28,500	32,600	37,600	单身可
同	相生アパー ート1号	同 相生町7 -65	同	69.2	2	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	
同	同	同	同	69.2	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	单身可
同	2号	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	
同	同	同	同	72.9	2	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	单身可
同	3号	同	同	72.9	1	同	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,400	
同	小出アパー ート1号	同 長井市台町3- 1	同	55.7	1	同	13,400	15,400	17,700	19,900	22,800	26,300	
同	同	同	同	55.7	1	同	13,400	15,400	17,700	19,900	22,800	26,300	单身可
同	2号	同 2 3-	同	58.0	1	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	
同	同	同	同	58.0	1	同	14,200	16,400	18,700	21,100	24,100	27,800	单身可
同	成田アパー ート	同 成田3102 -3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	

同	同	同	58.4	2	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900	单身可
同	同	同	63.9	1	同	16,100	18,600	21,200	24,000	27,400	31,600	同
同 桜木アパ ト2号	南陽市三間通 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	同
同 糠野目第2 アパート	東置賜郡高島町 福沢南21-2	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	
同 大町アパ ト	同 大字高島695- 12	同	58.0	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	
同	同	同	58.0	2	同	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	单身可
同 館之北アパ ト	同 川西町 大字中小松3017 -1	同	67.4	1	同	19,300	22,300	25,600	28,800	32,900	38,000	同
同 白鷹アパ ト	同 西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 -1	同	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同	同	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	单身可
同 あらとアパ ト1号	同 725 -1	同	74.4	1	同	23,400	27,000	30,900	34,800	39,800	45,900	
同 2号	同	同	77.9	2	同	24,600	28,400	32,500	36,600	41,800	48,300	
同	同	同	77.9	1	同	24,600	28,400	32,500	36,600	41,800	48,300	单身可
同 飯豊アパ ト	同 飯豊町 大字萩生3893- 3	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	
同	同	同	59.4	1	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,300	29,300	单身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年2月1日（木）から同月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年2月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年3月下旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和6年1月23日

山形県住宅供給公社

理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要		
					収入が104,000円以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営美原アパ ート1号	鶴岡市美原町18 -1	住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 74.2 平方メートル	1	一般用	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	3月分 の家賃 に相当 する額
同 2号	同 19 -28	同	2	同	19,700	22,700	26,000	29,300	33,500	38,700	单身可
同 3号	同 19 -23	同	1	同	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	
同 4号	同 18 -3	同	1	同	12,000	13,800	15,800	17,800	20,400	23,500	单身可
同 東部アパ ート3号	同 朝陽町6 -6	同	1	同	21,800	25,100	28,700	32,400	37,100	42,800	
同	同	同	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300	
同 茅原アパ ート1号	同 北茅原町 9	同	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	单身可
同	同	同	1	同	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	单身可
同 2号	同	同	1	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,400	
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	1	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	
同	同	同	2	同	18,300	21,200	24,200	27,300	31,200	36,000	单身可
同	同	同	1	同	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	37,000	同
同 未広アパ ート2号	同 未広町23 -62	2LDK	2	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	

同 3号	同 60	23	3DK	69.3	1	同	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	单身可
同 川南アパ- ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1		2DK	51.2	1	同	15,100	17,400	19,900	22,500	25,700	29,700	
同 2号	同 1-2		同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	单身可
同	同		同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	同
同 川南住宅4 号	同 1-4		3K	54.6	3	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	同
同 川南アパ- ト5号	同 1-5		同	55.7	2	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900	同
同 こがねアパ- ト1号	同 こがね町 一丁目21-1		3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同	同		同	63.5	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 2号	同 21-11		同	58.4	2	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	
同	同		同	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100	单身可
同	同		4DK	71.5	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300	
同 3号	同 21-14		3DK	69.5	1	同	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	单身可
同 東泉アパ- ト1号	同 東泉町四 丁目15-21		同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	同
同 2号	同 15-22		同	62.6	2	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同
同	同		同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	同
同 3号	同		同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	

同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	单身可
同	同	同	69.2	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200	
同 2号	同	同	69.2	1	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	单身可
同	同	同	69.2	2	同	23,100	26,700	30,500	34,400	39,300	45,400	
同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	同	68.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 北新町アパ ー ト	同 北新町一 丁目1-58	同	64.3	1	同	22,300	25,700	29,400	33,200	37,900	43,800	
同 狩川アパー ト	東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	1	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	
同	同	同	58.0	2	同	12,300	14,200	16,300	18,400	21,000	24,200	单身可
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	59.3	3	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得金額（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る雑所得（以下「給与所得等」という。）を有する者がある場合には、その給与所得等を有する者1人につき 100,000円（その者の給与所得等の金額の合計が100,000円未満である場合には、当該合計額）
- (2) 同居親族又は所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者（以下「同一生計配偶者」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に所得税法第2条第1項第28号に規定する障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が同項第29号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が270,000円未満である場合には、当該残額）
- (7) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第31号に規定するひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額から(1)の規定により控除する金額を控除した残額が350,000円未満である場合には、当該残額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の摘要の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和6年2月1日（木）から同月7日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年2月7日（水）までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 令和6年3月下旬

令和6年1月23日印刷 発行所 山形県庁
令和6年1月23日発行 発行人 山形県